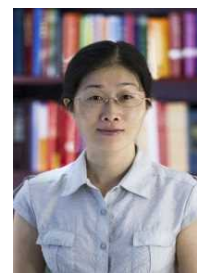


# 中国における意匠の新規性判断と 新規性喪失の例外規定



北京三友知識産権代理有限公司

顧纓

北京三友知識産権代理有限公司は1986年に設立され、所属弁護士、弁理士は約150名。専利（特許、実用新案、意匠）、商標の権利化業務をはじめ、知的財産権に関わる調査、鑑定、訴訟をサポートしている。顧纓氏は弁護士・弁理士であり、意匠を主に担当している。

中国の意匠制度には予備審査制度が採用されており、当該意匠に明らかに新規性を有しない事情がある場合を除き、通常、審査官によって特に意匠出願の新規性について審査されることはない。権利付与後は、当該意匠権が新規性を有しないことを理由として専利復審委員会（日本における審判部に相当。）に無効審判請求が提出された場合に、専利復審委員会によって当該意匠権の新規性について判断される。

このほか、権利付与後は、意匠権者または利害関係人は、国家知識産権局(中国特許庁)に意匠権評価報告書の作成を請求することでその意匠の新規性について評価することができる。中国専利法第23条には、意匠権の新規性などの実質的な権利付与要件が定められているが、2008年に専利法が改正された際に、同条には大幅な改正がなされて、「従来意匠」という概念が取り入れられ、組合せ対比の方法が追加されることで、意匠権の従来よりも権利を付与する基準が引き上げられた。

2008年に改正された専利法第23条の規定によれば、権利付与される意匠は、従来意匠に属してはならず、抵触出願が存在してもならず、かつ、従来意匠または従来意匠の特徴の組合せと比べて、明らかな差異を有していなければならないとされている。同条から分かるように、改正された専利法では、権利付与される意匠に新規性のみならず、さらに創作性も求められる。

専利法第23条では、従来意匠とは、出願日より前に国内外で公衆に知られている意匠をいうと定めている。専利審査指南における解釈によれば、従来意匠には、

出願日より前に国内外の刊行物において公に頒布された意匠、公然使用された意匠またはその他の態様で公衆に知られている意匠が含まれるため、意匠の新規性判断において、対比に用いる従来意匠には、様々な態様で公知になった意匠が含まれる。よって、出願前にインターネットで関係製品を販売、展示したりする行為はいずれも意匠の新規性に影響を与える可能性がある。

また、専利審査指南第四部第五章 4.判断の主体の規定によれば、意匠権が新規性および創作性を有するか否かを判断する際には、意匠製品の一般消費者の知識水準および認知能力に基づいて評価しなければならないとされており、さらに専利審査指南第四部第五章 5.2.4 全体観察・総合判断の規定によれば、対比する際には、全体観察、総合判断の方法によらなければならないとされている。中国では、現在もなお部分意匠の出願が認められていないため、意匠の一部または局部のみによって判断の結論を下してはならない。

意匠が従来意匠に属するか否か、または対比する意匠が抵触出願を構成するか否かを判断する基準は、いずれも意匠が同一または実質的に同一であるか否かである。両意匠が同一の種類の商品に係る意匠であって、かつ、形状、模様および色彩がすべて同一であれば、両意匠は同一意匠であると認められる。両者の差異が常用される材料の置換、寸法の等比拡大縮小、または商品の機能、内部の構造、技術的な性能の差異にある場合、判断には影響せず同一とみなされる。

両意匠が同一または類似の種類の商品に係る意匠であって、両者の差異が、通常の注意力をもって発見できないような局部の微細な差異にしかない場合、使用時に容易に見えないもしくは全く見えない部位にある場合、ある意匠の要素全体をその種類の商品の通常意匠の要素に置換した場合、単位意匠の通常反復配列にある場合、意匠が互いに鏡面对称となっている場合、あるいは単一の色彩意匠を他の単一の色彩に変更したものである場合、両意匠は実質的に同一の意匠であると認められる。

評価される意匠が従来意匠に属せず、抵触出願も存在しない場合、さらに、当該意匠と従来意匠または従来意匠の特徴の組合せと対比して明らかな差異があるか否かを判断する必要がある。評価される意匠に次の3つの事由がある場合、明らかな差異を有しないものと認められる。

- (1)同一または類似の種類の商品の従来意匠と比べ、明らかな差異を有しない場合
- (2)従来意匠を転用して得られるものである場合
- (3)従来意匠または従来意匠の特徴の組合せから得られるものである場合

転用手法または組合せ手法を用いて判断をする場合には、同一または類似の種類の商品に係る従来意匠を用いて対比をすることは求められないが、その具体的な転用手法または組合せ手法について、同一または類似の種類の商品に係る従来意匠において示唆があることが求められる。

これらの判断によって、評価される意匠が従来意匠に属せず、抵触出願も存在せず、かつ、従来意匠または従来意匠の特徴の組合せと対比して明らかな差異があるという結論が得られたら、当該意匠は新規性および創作性を有していることになる。

中国専利法には、専ら意匠権のみについて設けられた新規性喪失の例外規定は存在しないが、専利法第24条の規定がすべての種類の専利（特許、実案、意匠）に適用される。

### 中国専利法第24条

特許を出願する発明創造について、出願日前6カ月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする

- (1)中国政府が主催するまたは認める国際展示会で初めて展示された場合
- (2)規定の学術会議、あるいは技術会議上で初めて発表された場合
- (3)他者が出願者の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合

専利法第 24 条が適用される範囲は狭く、専利審査指南（日本における審査基準に相当。）でも同条について厳格に規定されている。例えば、中国政府が主催する国際展覧会には、国務院、各部・委員会が主催する国際展覧会、または国務院の承認を受けたその他の官庁もしくは地方政府が開催する国際展覧会しか含まれない。中国政府が承認する国際展覧会とは、博覧会国際事務局に登録または認定された国際博覧会条約に定める国際展覧会をいう。現在では、万国博覧会、世界園芸博覧会など少数の展覧会しか博覧会国際事務局の登録または認定を受けていない。したがって、意匠出願人がこの規定の適用を受けようとするのは慎重にしなければならず、意匠出願前にはできる限りその意匠を公にしないようにすべきである。

## ■ 留意事項

1 件の意匠権に複数意匠が含まれる場合、すなわち、組物製品の意匠または同一の製品に用いる類似意匠では、その各意匠の権利は独立したものであるため、各意匠についてそれぞれ新規性および創作性を評価する必要がある。そのうち一部の意匠が新規性または創作性を有しない場合であっても、必ずしもその他の意匠権の効力に影響することはない。

## ■ 参考情報

- ・ 中国専利法 第 23 条、第 24 条
- ・ 中国専利審査指南 第四部第五章

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)